

事務所だより

第185号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

4月からの育児・介護休業法

昨年、育児介護休業法が改正され、令和7年4月1日から施行される内容は、次のとおりです。就業規則等の見直しが必要です、ご留意ください。

子の看護休暇の見直し

- ・子の看護休暇の対象となる範囲が小学校3年生まで拡大されます。
- ・取得できる用途に感染症に伴う学級閉鎖等・入園（入学）式、卒園式が追加されます。
- ・労使協定で除外できる対象者から『継続雇用期間6か月未満の者』が廃止されます。
- ・名称が「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更されます。

所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

- ・小学校就学前の子を養育する労働者までが所定外労働の制限（残業免除）請求すれば利用できるようになります。

短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置追加

- ・短時間勤務制度を利用できない業務の労働者への代替措置にテレワークが追加されます。

育児のためのテレワーク導入

- ・今回の改正で、3歳未満の子を養育する労働者に対してテレワークを選択できるような措置を講ずることが努力義務とされます。

育児休業取得状況の公表義務適用拡大

- ・従業員数300人超の企業に育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられます。

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

- ・労使協定で除外できる対象者から『継続雇用期間6か月未満の者』が廃止されます。

介護離職防止のための雇用環境整備

- ・介護休業などの申し出が円滑におこなわれる環境を構築するため、介護休業、介護両立支援等に関する次のいずれかの措置を講ずることが義務付けられます。

- ①研修の実施
- ②相談窓口の設置
- ③自社の労働者の利用事例収集と事例提供
- ④自社の労働者の利用促進に関する方針の周知

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

- ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、仕事と

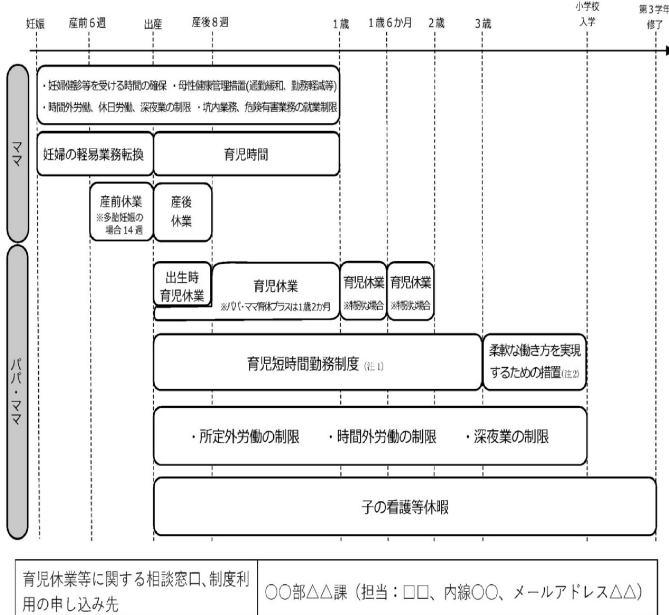
介護の両立支援制度等について周知するとともに、制度の取得意向を確認するための措置を講ずることが義務付けられます。

- ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供と制度の取得意向を確認するための措置を講ずることが義務付けられます。

介護のためのテレワーク導入

- ・要介護状態の家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務化されます。

仕事と育児の両立支援制度概要



育児休業等に関する相談窓口、制度利用の申し込み先
〇〇部△△課（担当：□□、内線〇〇、メールアドレス△△）

（注1）労使協定により、短時間勤務制度を講ずることが困難な業務に従事する労働者を適用除外としている場合、代替措置（①育児休業に準ずる制度、②給付特例制度変更の措置、③テレワーク等の措置のいずれか）を講じてください。

（注2）事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、（1）フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、（2）テレワーク等の措置、（3）短時間勤務制度、（4）就業しつづけることを容認するための休暇（傷病後立支援休暇）の付与、（5）保育施設の利用促進その他これに準ずる措置の提供の中から2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。選択して講じた措置について記載してください。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

SNS等を通じた労働者の募集

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等（以下、「募集情報」といいます）を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

募集情報提供時の注意点

近年インターネット等で犯罪実行者の募集が行われるケースが多く見られ、その中には、通常の募集情報と誤解させるような広告等も見受けられます。

このような誤解が生じないように、募集情報を提供する際には次の6情報を記載することが必要です。

- ①氏名（名称）
 - ②住所
 - ③連絡先
 - ④業務内容
 - ⑤就業場所
 - ⑥賃金
- インターネットやSNS等で労働者を募集する際には、

これらの6情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。

次のQ&Aをご参照の上、労働者が安心して応募できるように対応ください。

Q 「住所（所在地）」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

A 労働者になろうとする者が募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

Q 「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。このメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないでしょうか。

A 募集主は、労働者になろうとする者等に誤解を生じさせないようする必要があります。電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

Q 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

A 会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

年金額と国民年金保険料の改定

令和7年度の年金額と国民年金保険料が発表されました。年金額は令和6年度から1.9%の引上げです。国民年金保険料は令和6年度から月530円の引上げです。

【令和7年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額】

	令和7年度
老齢基礎年金（1人分・月額）	69,308円
老齢厚生年金（※） （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	230,483円

（※）平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45,5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【国民年金保険料】

	令和7年度	令和8年度
保険料額	17,510円	17,920円

【在職老齢年金】

	令和7年度	令和6年度（参考）
支給停止調整額	51万円	50万円

2月の労務手続
「提出先・納付先」

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」
○17日から3月17日まで
○所得税の確定申告受付
「税務署」

28日
○じん肺健康管理実施状況報告の提出「労働基準監督署」

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

編集後記

知人との会話で今年の節分は2月2日と知りました。2021年も2月2日だったそうで、無意識に過ごしていることを意識させられた会話でした。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com